

医療法人社団和風会 デイサービスセンターパーク 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団和風会が開設するデイサービスセンターパーク（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居住サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 通所介護事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターパーク
- 2 所在地 東京都青梅市新町 1-43-12
- 3 定員 48 人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 通所介護従事者

生活相談員 1 人以上

看護職員 1 人以上

介護職員 6 人以上

機能訓練指導員 1 人以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通書介護計画の作成等を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者的心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 調理員（委託）

利用者の昼食等を調理する。

5 運転手

利用者の送迎を行う。

6 事務職員等

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、以下のとおりとする。

単独型通所介護 定員48人

(指定通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。（レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操をおこなう。）

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、そのおかれている環境、他の保険・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成)

第9条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容等について説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記録)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容・当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規定により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料及び支払の方法)

第11条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定めるものを基準とする。

- 2 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は、青梅市（御岳山は除く・その他地域は応相談）とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者

に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス提供の留意事項)

第17条 指定通所介護の留意事項は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 2 通所介護従事者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 指定通所介護は、常に利用者的心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に副って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第18条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を選定し、従業員に対し虐待防止の啓発及び普及の研修を実施し、虐待が疑われる場面に遭遇した場合には必要な措置を講じる。

(ハラスメントに関する事項)

第19条 ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組む

(業務継続計画（BCP）の策定)

第20条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施及び早期に再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

(感染症に関する事項)

第21条 感染症の予防及び蔓延防止の為の措置を講じる。

(苦情処理)

第22条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、

担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 当事業所は、従事者の資質向上を図るための研修を行うものとする。

採用時研修を、採用6ヶ月以内に行う。

採用後研修を、年2回以上実施する。

2 秘密の保持

- 1) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2) 従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者とその雇用契約の内容とする。
- 3) 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
- 4) 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
- 5) 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 6) 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。
- 7) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8) この規定に定めるほか、運営に必要な事項（または変更事項）に関しては、医療法人社団和風会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

平成22年8月1日一部改定・施行

平成22年10月1日一部改定・施行

平成24年4月1日一部改定・施行

平成24年11月1日一部改定・施行

平成25年1月10日一部改定・施行

平成25年3月1日一部改定・施行

平成25年3月9日一部改定・施行

平成25年3月11日一部改定・施行

平成25年6月1日一部改定・施行

平成25年7月22日一部改定・施行

平成26年2月18日一部改定・施行

平成26年7月1日一部改定・施行

平成26年9月16日一部改定・施行

平成27年4月1日一部改定・施行

平成27年4月20日一部改定・施行

平成 27 年 5 月 1 日一部改定・施行
平成 27 年 8 月 1 日一部改定・施行
平成 27 年 11 月 1 日一部改定・施行
平成 29 年 7 月 1 日一部改定・施行
令和 1 年 6 月 1 日一部改定・施行
令和 2 年 12 月 10 日一部改定・施行
令和 3 年 4 月 1 日一部改定・施行